

# 令和6年度

## 障害福祉サービス事業者等集団指導

### ( 相談系 報酬編 )

倉敷市保健福祉局

指導監査課

社会福祉部障がい福祉課事業所指導室

1

## 令和6年4月の報酬改定の概要について（報酬編）

### 相談支援の充実

#### (1) 基本報酬等の充実

- ①基本報酬の見直し〔計・障・移・定〕
- ②主任相談支援専門員加算【見直し】〔計・障〕
- ③地域体制強化共同支援加算【見直し】〔計・障〕
- ④地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】〔計・障・移・定〕
- ⑤地域生活支援拠点等に係る既存の加算の見直し〔移・定〕

#### (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等〔計・障〕

- ①医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】
- ②集中支援加算【見直し】
- ③入院時情報連携加算、退院・退所加算【見直し】
- ④居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算【見直し】
- ⑤要医療児者支援体制加算【見直し】
- ⑥行動障害支援体制加算【見直し】
- ⑦精神障害者支援体制加算【見直し】
- ⑧高次脳機能障害支援体制加算【新設】

#### (3) 減算について〔計・障・移・定〕

- ①虐待防止措置未実施減算【新設】
- ②業務継続計画未策定減算【新設】
- ③情報公表未報告減算【新設】

#### (4) 共通事項・その他

- ①運営指導での主な指摘事項について
- ②就労選択支援と特定相談支援の連携について
- ③各種届出について

2

# (1) 基本報酬等の充実

## ①基本報酬の見直し

- ・機能強化型（継続）サービス利用支援費(I)(II)(III)について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- ・複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。

(機能強化型サービス利用支援費(I)(II)(III)を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加)

- ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）

3

# (1) 基本報酬等の充実

## ①基本報酬の見直し

- ※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。
- ※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。
- ※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。
  - ・②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。
  - ・③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

4

## (1) 基本報酬等の充実

### ●質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

#### ②主任相談支援専門員配置加算

[報酬改定前]

主任相談支援専門員配置加算 100単位/月

※主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。



[報酬改定後]

イ 主任相談支援専門員配置加算 (I) 300単位/月

※地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算 (II) 100単位/月

※主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

5

## (1) 基本報酬等の充実

### ●質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

#### ③地域体制強化共同支援加算

[報酬改定前] 2000単位/月

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。



[報酬改定後] 2000単位/月

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

6

# (1) 基本報酬等の充実

## ●質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

### ④地域生活支援拠点等の機能の充実

◀地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】▶ 500単位/月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。 7

# (1) 基本報酬等の充実

## ●質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

### ⑤地域生活支援拠点等に係る既存の加算の見直し

- 地域生活支援拠点等である場合に、  
地域移行支援→体験利用加算に単位数が上乘せ  
地域定着支援→緊急時支援加算に単位数が上乘せ

(居宅介護の例)

[報酬改定前]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。



[報酬改定後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ①医療・保育・教育機関等連携加算

[報酬改定前]

医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月

※福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。



[報酬改定後]

医療・保育・教育機関等連携加算  $\frac{300\text{単位/月 (①-Ⅱ、②)}}{200\text{単位/月 (①-I)}} \times 100$   
 $\frac{150\text{単位/月 (③)}}{150\text{単位/月 (③)}} \times 100$

※指定（継続）サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
  - I 指定サービス利用支援
  - II 指定継続サービス利用支援
- ②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）

9

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ②集中支援加算

[報酬改定前]

集中支援加算 300単位/月

※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合
- ②・③（略）



[報酬改定後]

集中支援加算  $\frac{300\text{単位/月 (①~④)}}{150\text{単位/月 (⑤)}} \times 300$

※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）
- ②・③（略）
- ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
- ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

10

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ③入院時情報連携加算、退院・退所加算

#### ◀入院時情報連携加算の拡充▶

[報酬改定前]

- イ 入院時情報連携加算 (I) 200単位/月  
病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。
- 入院時情報連携加算 (II) 100単位/月  
イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



[報酬改定後] ※要件は変更なし

- イ 入院時情報連携加算 (I) 300単位/月
- 入院時情報連携加算 (II) 150単位/月

#### ◀退院・退所加算の拡充▶

[報酬改定前]

退院、退所等にあたって、当該施設の職員と面談を行い、利用者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス等の利用に関する調整を行った場合に、入院等の期間中につき3回を限度として加算する。 200単位/月

[報酬改定後] ※要件の変更はなし

300単位/月

11

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ④居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算

[報酬改定前]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月 (①、②)  
100単位/月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位/月 (①、②)  
100単位/月 (③)

※介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合
- ② (略)
- ③他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合



[報酬改定後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位/月 (①、②)  
150単位/月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位/月 (①、②)  
150単位/月 (③)

※介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合 (テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)
- ② (略)
- ③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合 (単位数の変更のみ)

12

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ●高い専門性が求められる者の支援体制

#### ⑤要医療児者支援体制加算

[報酬改定前]

要医療児者支援体制加算 35単位/月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



[報酬改定後]

イ 要医療児者支援体制加算 (I) 60単位/月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 要医療児者支援体制加算 (II) 30単位/月

※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

13

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ●高い専門性が求められる者の支援体制

#### ⑥行動障害支援体制加算

[報酬改定前]

行動障害支援体制加算 35単位/月

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



[報酬改定後]

イ 行動障害支援体制加算 (I) 60単位/月

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者(障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者)に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 行動障害支援体制加算 (II) 30単位/月

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

14

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ●高い専門性が求められる者の支援体制

#### ⑦精神障害者支援体制加算

[報酬改定前]

精神障害者支援体制加算 35単位/月

※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



[報酬改定後]

イ 精神障害者支援体制加算 (I) 60単位/月

※以下のいずれも満たす場合に加算する。

- ・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- ・利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。

ロ 精神障害者支援体制加算 (II) 30単位/月 ※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

15

## (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ●高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

#### ⑧高次脳機能障害支援体制加算

《新設》

イ 高次脳機能障害支援体制加算 (I) 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算 (II) 30単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

16

## (3) 減算について

### ●障害者虐待防止の推進【全サービス】

#### ①虐待防止措置未実施減算

《新設》

- ①令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ②指定基準の解釈通知において、
  - ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
  - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止担当者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

**次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。**

- ①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

17

## (3) 減算について

### ●業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

#### ②業務継続計画未策定減算

《新設》

**以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。**

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

(減算単位)

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援については、所定単位数の1%を減算

※令和7年4月1日より義務化（令和7年3月31日で経過措置終了）

18

## (3) 減算について

### ●情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

#### ③情報公表未報告減算

##### 《新設》

利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

##### (減算単位)

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援については、所定単位数の5%を減算

19

## (4) 共通事項・その他

### ①運営指導での主な指摘事項について

#### ○入院時連携加算

##### 《指摘事項》

医療機関との連携に当たって、入院時情報提供書を作成していなかった。

##### 《適正な取り扱い》

利用者が病院等に入院するに当たり、病院等の職員に対して、心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を記載した入院時情報提供書を作成し、当該利用者の同意の上、医療機関に提供することが基本とされているため、算定区分（面談かそれ以外の方法か）に関わらず書面での情報提供を行うこと。

#### ○サービス提供時モニタリング加算

##### 《指摘事項》

障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況、利用者の状況等についての詳細な記録がなかった。

##### 《適正な取り扱い》

サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所等を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況やサービス提供時の利用者の状況等について詳細に把握し、確認結果の記録を作成すること。

20

## (4) 共通事項・その他

### ①運営指導での主な指摘事項について

#### ○集中支援加算

##### ≪指摘事項≫

計画決定月及びモニタリング対象月以外において、以下①～⑤の業務を行った記録が不十分もしくは作成されていなかった。

- ①利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等と面接する場合、
- ②サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合、
- ③福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合、
- ④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合、
- ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合

##### ≪適正な取り扱い≫

- ①を行った場合には、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成すること。
- ②を行った場合には、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成すること。
- ③を行った場合には会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成すること。
- ④、⑤を行った場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。

21

## (4) 共通事項・その他

### ②就労選択支援と特定相談支援の連携について

#### 6. 指定特定相談支援事業者との連携について

##### 概 要

- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
- ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
- ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
- ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
- ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）

##### 方向性

- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能とする。

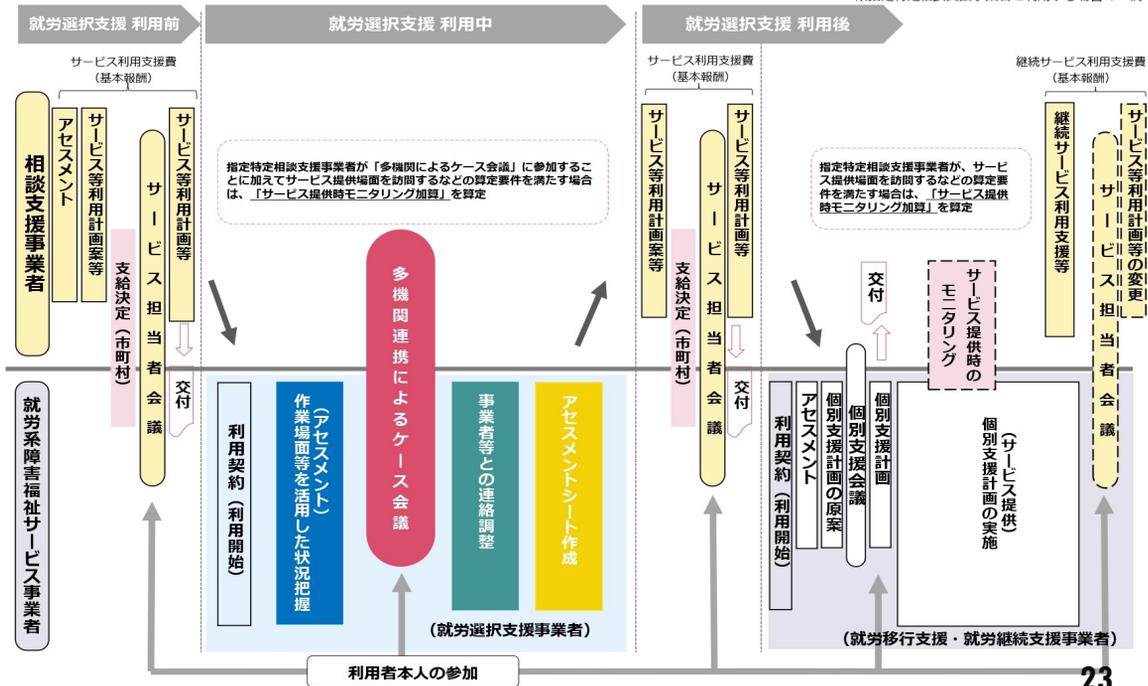
22

# (4) 共通事項・その他

## ②就労選択支援と特定相談支援の連携について

### 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



23

# (4) 共通事項・その他

## ③各種届出について

### 変更届（報酬に影響がない変更の届出）

指定に係る事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に「変更届出書」を提出してください。ただし、事業所の名称及び所在地の変更については、提出期限を変更予定日の属する月の前月の15日までとしておりますのでご注意ください。

⇒変更に係る必要書類については、変更届に係る添付書類チェックリストを参考にしてください。

※やむを得ない理由等により、届出が遅れた場合は、事前に相談のうえ、遅延理由書（任意様式）を添付すること。

24

## (4) 共通事項・その他

### ③各種届出について

#### 体制（加算）に係る届出

加算を算定（新規に算定する場合及び算定される単位数が増えるものに限る。）する場合については、毎月15日までに届出された場合には翌月の1日から算定されます。16日以降に届出された場合には翌々月の1日から、それぞれ算定されることとなりますので、加算を算定する場合には速やかに届け出てください。

加算の算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに届出を行ってください。

#### 《届出に必要な書類》

- ・介護給付費等の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ・介護給付費等の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ・各加算に係る届出書・添付書類

⇒各加算に係る必要書類については、体制（加算）届チェックリストを参考にしてください

※加算に係る職員の変動があった場合

⇒体制届の加算に係る添付書類を提出してください。

（報酬に変動がないため、体制届・体制等状況一覧表は不要です）

25

## (4) 共通事項・その他

### ③各種届出について

#### 廃止届・休止届・再開届

事業廃止を検討している事業者は、事前に（倉敷市の場合は）事業所指導室に相談のうえ、利用者の移行先の調整を行い、**廃止の日の1か月前までに**、利用者の移行先リストを添付のうえ廃止の届出をしてください。利用者の利用調整が未整備な場合には、事業者責務を果たしていないこととなるので、勧告・命令・指定取消といった措置をとることとなります。

#### 《提出書類》

- ・廃止・休止・再開届出書（様式第4号）
- ・障害福祉サービス事業等廃止（休止）届（様式第27号）※再開の場合は不要
- ・現利用者の移行先リスト（「利用者の氏名」「希望サービス」「異動先事業所」等を記載したもの）

※必要に応じて、現利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として利用者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出を求めることがあります。

※事業を再開する場合、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態等が休止前と異なる場合には、その内容について、あらかじめ相談し、提出書類の内容を確認したうえで、再開届出書を提出してください。

26